

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害について

新型コロナウイルス感染症の感染が広がる中、感染した人やその家族、医療機関関係者、感染が確認された国から帰国した人、外国人に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの中傷等が発生しています。

確かでない情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、政府や関係機関からの情報をもとに、冷静な行動をお願いします。

■法務省人権擁護局 [新型コロナウイルス感染症に関連して（外部サイト）](#)

相談窓口↓

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

お問い合わせ先：

総務部 人権・同和政策課 059-354-8293